

懲罰規程

第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）に係る個人（以下、「連盟関係者」という）及び本連盟の競技関係者、並びに定款47条に規定する本連盟に加盟する各都道府県軟式野球団体（以下、「支部」という）、理事会で特に定めた軟式野球団体（以下、「加盟全国団体」という）に対して本連盟が科す懲罰及びその運用に関して必要な事項について定める。

第2条【本規程による懲罰が適用される対象】

本規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる対象は、次の各号によるものとする。

- (1) 連盟関係者
- (2) 競技関係者
- (3) 支部
- (4) 加盟全国団体

2 連盟関係者とは、定款26条に定める役員、定款33条に定める顧問及び参与、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程第24条に定める委員会の委員をいう。

3 競技関係者とは、本連盟規程第7条に定める会員をいう。

4 本連盟の職員については、職員服務規程に定めるところによるものとする。

第3条【違反行為】

懲罰の対象となる行為（以下、「違反行為」という）は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、暴力行為等に該当する行為
- (2) 競技会等の円滑な運営を妨害する行為
- (3) 助成金等の不正な受給、使用、その他不正経理等に関与する行為
- (4) 反社会的勢力との関係を有すること
- (5) 法令、本連盟の規程等に違反する行為
- (6) 本連盟の名誉を棄損する行為
- (7) 本連盟に係る職務、立場を利用して不正な利益を供与、または要求する行為
- (8) 方法の如何、直接または間接を問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与する行為
- (9) 正当な理由なく、本連盟の指示命令に従わない行為
- (10) その他、上記の各号に準ずる行為で問題があると判断される行為

2 違反行為を行った者を監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者及び違反行為の教唆又は幫助した者も懲罰の対象とする。

第4条【懲罰の種類】

個人に対する懲罰の種類は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 注意（口頭により注意する。以下同じ）
- (2) 戒告（書面により注意する。以下同じ）
- (3) 本連盟が主催する競技会等への出場の一時的停止
- (4) 競技関係者の軟式野球の活動の一定期間停止
- (5) 本連盟の職務の一時的停止
- (6) 役員解任
- (7) 専門委員、その他本連盟が任命、委嘱する役職の解任
- (8) 本連盟が認定した資格のはく奪
- (9) 会員の除名

2 競技関係者のうちチーム会員に対する懲罰の種類は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 本連盟が主催する競技会等への出場の一時的停止
- (4) 競技関係者の軟式野球の活動の一定期間停止
- (5) 会員の除名

3 支部及び加盟全国団体に対する懲罰の種類は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 本連盟に係る活動の一時的停止
- (4) 除名

4 懲罰の種類及び処分内容は、以下の各号に掲げる事情を考慮して決定する。

- (1) 違反行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意または過失の度合い
- (3) 違反行為を行った者の職責、被害者との関係
- (4) 過去の違反行為の有無、常習性
- (5) 違反行為が他の関係者に与える影響
- (6) 違反行為の加重要因（動機、態様の悪質性、内外に及ぼす影響、懲罰歴、行為の加重性）
- (7) 違反行為の軽減要因（自主的申出、その他の情状酌量事由）

第5条【公正の保持等】

本連盟は、懲罰に関する決定は、公正かつ適正に行わなければならない。

第6条【刑事裁判等との関係】

懲罰の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本連盟及びその支部または加盟団体以外から懲罰を受けたとき又は受けようとするときであっても、本連盟は当該行為者に対して懲罰を科することができる。

第7条【損害賠償】

違反行為を行った者がその違反行為によって本連盟に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。懲罰を受けたことによって損害の賠償責任を免れることはできない。

第8条【懲罰の手続き】

本規程第3条に規定する違反行為を行ったおそれがあると認められる場合には、倫理・コンプライアンス委員会は調査を行い、調査の結果を会長に報告する。

2 前項の報告を受けた会長は、違反行為に対する本連盟の処分の必要があると認められたときは、倫理・コンプライアンス委員会に、事実調査に基づく処分案につき諮問を行う。

3 倫理・コンプライアンス委員会は、調査対象者に対し事前に弁明の機会を与えた上、速やかに、会長に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。

4 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。

- (1) 審査対象者の表示
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の理由
- (5) 処分手続の経過

5 会長は、前項の答申を受けたときは、速やかに、理事会に処分案を諮ることとする。

6 理事会は、処分に関する決定を行う。

第9条【処分内容の通知】

会長は、前条により懲罰を科すことを決定したときは、その処分内容について対象者に速やかに通知するとともに、連盟関係者、支部及び加盟全国団体、競技関係者等に周知するための適切な手段を講ずる。

2 会長は、処分対象者に処分内容を通知する際に、併せて本連盟規程第28条に定める日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法及び手続の期限等を通知する。

第10条【権限の委任】

本連盟は、支部及び加盟全国団体に対し、当該支部及び当該加盟全国団体に所属する競技関係者による違反行為について、対象事実の調査、事実認定の上、懲罰を決定する権限

を委任する。

2 支部及び加盟全国団体は、本規程に従い、懲罰を行うものとする。

3 前2項に関わらず、重大な違反行為、支部及び加盟全国団体等により、懲罰手続きを行うことが適当でないと認められるときは、支部及び加盟全国団体に所属する競技関係者の違反行為についても、本連盟が、対象事実の調査、事実認定の上、懲罰を決定することができるものとする。

第11条 【機密保持】

懲罰手続に関与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らすことを禁ずる。また、その職を退いた後も同様とする。

第12条 【規程の改正】

本規程の改正は、理事会の決議を経てこれを行う。

【施行】

本規程は、令和3年10月14日から施行する。

令和4年11月8日一部改訂

令和6年7月9日一部改訂